

議 第 1 号

鳥獣被害防止対策の充実を求める  
意見書（案）

1122年 6 月22日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

多くの中山間地域を抱える本県では、平成20年度の野生鳥獣による農業被害額が全国で2番目に多い9億8,000万円に上っている。これまでも国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用して侵入防止柵の整備等を行ってきたものの、農作物の被害は依然として深刻な状況にある。

こうした中、昨年行われた行政刷新会議による事業仕分けでは、鳥獣被害防止総合対策事業について「自治体の判断に任せる」と評価された経過があり、今年度の予算が大幅に減額されたところである。また、全国的に鳥獣被害防止総合対策交付金への要望が高まったことから、さきに示された同交付金の本県分の割当は、侵入防止柵等の整備事業については、要望額の約4分の1にとどまっており、多くの市町村で計画の変更や事業の中断を余儀なくされる事態となっている。

野生鳥獣による被害は、農家の生産意欲の減退を招くだけでなく、耕作放棄地の増加や農業生産額の減少、ひいては農村社会の崩壊をもたらしかねないことから、安心して農業を継続できる環境の整備は極めて重要であり、引き続き国による積極的な支援が求められている。

よって、国においては、地域の深刻な実情を踏まえ、鳥獣被害防止対策について必要な予算措置を速やかに行うとともに、平成23年度以降も対策の一層の充実を図るよう強く要請する。

口蹄疫対策の充実・強化を求める  
意見書（案）

1122年 6月24日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年4月、宮崎県で発生した口蹄疫は、同県が非常事態宣言を発する事態となっており、国、地方公共団体等関係者が懸命に防疫措置を講じたにもかかわらず、感染が拡大しており、畜産農家のみならず地域経済にも深刻な影響を与えている。

こうした中、本県では、県内の牛・豚飼養全農家を対象とした調査を直ちに実施し、異常がないことを確認した。さらに、畜産農家等に対し、口蹄疫の情報を提供し、防疫対策を周知するとともに、関係機関・団体と連携した消毒等防疫体制を強化するなど、口蹄疫対策に万全を期しているところである。

しかしながら、今回の口蹄疫発生については、その原因及び感染経路がいまだ解明されておらず、今後、全国的な感染拡大のおそれがあることから、県内畜産関係者の不安は依然として払拭されていない。万一、口蹄疫が県内で発生した場合には、県内畜産農家等に与える影響は計り知れない。

よって、国においては、一刻も早く口蹄疫の全面終息を図るため、次の事項について早急に適切な措置を講じるよう強く要請する。

- 1 ウイルス侵入経路の解明を徹底的に行い、抜本的な防疫対策を講じること。
- 2 被害を受けた畜産農家の経営及び生活再建等への支援策を充実すること。
- 3 発生県以外の地方公共団体等が行う薬剤散布等の防疫措置についても助成措置を講じること。
- 4 風評被害の防止対策を一層強化すること。

議 第 3 号

地域主権改革の着実な推進を求める  
意見書（案）

1122 年 6 月 24 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
総 務 大 臣  
地域主権推進担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地域主権改革は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる活気に満ちた地域社会をつくり、国全体の活力を取り戻すために極めて重要なものである。

しかしながら、政府が第174回国会に提出した「国と地方の協議の場に関する法律案」等のいわゆる地域主権改革関連3法案は、参議院で可決されたものの衆議院においては継続審査となった。

これら3法案は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化等を図るものであり、真の分権型社会を実現するために必要不可欠である。

よって、国においては、地域主権改革を着実に推進するための法案を、次期国会において確実に成立させるよう強く要請する。